

負債性金融商品と資本性金融商品の区分(1)

——1990年討議資料の「株式を再購入または償還する義務」と
「株式を発行する義務」の負債性と資本性の論拠を中心に——

浅 倉 和 俊

目 次

- I はじめに
- II 株式を再購入または償還する義務
- III 株式を発行する義務
- IV 結びに代えて

I はじめに

米国では、財務会計審議会（以下、「FASB」という）は、1990年8月に討議資料「負債性金融商品と資本性金融商品との区分、および双方の性質を持つ金融商品の会計処理（Distinguishing between liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both）」（以下、「1990年DM」という）を公表した。また、2000年公開草案「負債または資本もしくはその双方の性質を持つ金融商品の会計処理（Accounting for Financial Instruments with Characteristics of liabilities, Equity, or Both）」は、再審議後に、2003年5月に財務会計基準書第150号「負債または資本の双方の性質を持つ特定の金融商品の会計処理（Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both liabilities and Equity）」として公表された。その後、FASBは2005年7月マイルストーン草案（Milestone Draft）「単一の構成要

素の金融商品および特定の他の商品の暫定的分類 (Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments)」を公表した。FASB と国際会計基準審議会は2006年2月に、「ノーワーク合意」に基づき負債と資本の区分の問題を修正共同プロジェクトとして取り上げることにした。そして、FASB は2007年11月には予備の見解「資本の特徴を持つ金融商品 (Financial Instruments with Characteristics of Equity)」を公表した。

しかしながらその後、FASB には、会計基準、討議資料等の公的な文書を公表する動きは見られない。それは、公開草案等を公表したとしても、負債と資本の区分について社会的な合意形成が得られないからであろう。こうした状況にある今こそ、これまでの歴史を辿り、負債性金融商品と資本性金融商品の区分、さらに負債と資本の区分の問題を検討しなければならないと考える。

本稿では、米国においてこの問題の端緒となった1990年 DM を取り上げる。1990年 DM は、基本金融商品アプローチを採用し、基本金融商品、負債性金融商品と資本性金融商品の区分、資本性金融商品の会計処理、複合金融商品の会計処理という4つの章から構成されている。

基本金融商品アプローチは、FASB の金融商品プロジェクトの認識測定部門で展開されていた。このアプローチは、「あらゆる金融商品は一組のほんの少しの異なる『基本要素』、すなわち基本金融商品からなり、基本金融商品をどのように認識し測定するかを決定することは、より複雑な商品およびその商品間の様々な関係によって生じる会計上の問題を一貫して解決することに繋がる」([FASB1990] 1) という考え方である。FASB は当時、このアプローチを分析の道具として用い、金融商品を基本金融商品に類型化し、金融商品の問題を解決しようとした。これらの基本金融商品には、① 無条件の支払契約または受取契約、② 条件付支払契約または受取

契約, ③ 金融オプション契約, ④ 財務保証または他の条件付交換契約, ⑤ 金融先物契約, ⑥ 持分商品の5つがある。

1990年 DM は, 負債性金融商品と資本性金融商品の区分のなかで, 「株式を再購入または償還する義務」と「株式を発行する義務」の負債性と資本性の問題を詳しく論じている。以下では, 「株式を再購入または償還する義務」と「株式を発行する義務」の資本性と負債性がどのような論拠に基づき展開されているのかを検討していく。

II 株式を再購入または償還する義務

株式を再購入または償還する義務とは, 企業が固定額または決定可能な金額で自社株式を再購入または償還する義務である。1990年 DM は, これらの義務として, 強制償還優先株式 (mandatorily redeemable preferred stock), 株式を償還する経済的強制 (Economic Compulsion to redeem outstanding stock), 自社株式の売建プット・オプション (put option written on an enterprise's own stock), 償還日の公正価値で償還する株式 (stock redeemable for its fair value at redemption date) を取り上げている。

自社株式を再購入または償還する義務は, 1990年 DM の発行当時の実務では, 資本として取り扱われていた ([FASB1990] 75)。ただし, 米国の証券取引委員会の会計連続通牒第268号「償還優先株式」では, 発行者の自由裁量以外で償還可能な株式は, 資本商品である株式と一緒に表示することを禁じられていたので, 資本と負債の中間区分に表示されていた。

1990年 DM では, 財務会計諸概念に関するステートメント第6号「財務諸表の構成要素」(以下, 「SFAC6」という) の負債と資本の定義を適用して, これらの金融商品の負債性と資本性を巡る議論を展開している。以下ではこの1990年 DM の議論を明らかにしていく。

1 強制償還優先株式

強制償還優先株式は、自社の優先株式を固定額で特定時点に償還する義務であり、企業の資産をその保有者に引き渡す自由裁量の無い義務である（〔FASB1990〕78）。強制償還優先株式の負債性と資本性については、企業が、この義務に含まれる経済的便益の将来の犠牲を避ける自由裁量の程度が問題となる。1990年DMは、改訂模範事業会社法（Revised Model Business Corporation Act）と連邦破産法（Federal Bankruptcy Law）に照らし、強制償還優先株式の保有者の法的な地位について考察する。

(1) 法的な地位

1984年改訂模範事業会社法では、配当と自社株式の取得は分配規制の対象となる。十分な資本を確保できていることなどの分配規制条項を満たし、株主に分配できる場合には、強制償還優先株式の保有者は配当宣言後に配当を受け取る契約上の権利があり、償還時には未払の配当金と償還金額を受け取る権利があるので、債権者と同じ取扱いを受ける（〔FASB1990〕81・83）。分配規制条項を満たすことができない場合には、現状では回収できないが、法的には強制執行できる権利を持つという意味で、支払が不能になりかつ債務契約違反を犯している企業が発行する劣後負債の保有者と同じ取扱いを受ける（〔FASB1990〕81・83）。

他方、連邦破産法においては、清算時には、劣後債権、未保証債権の保有者とは異なり、資産の分配に預かることはできないので、強制償還優先株式の保有者は優先権はあるものの、株主と同じように取り扱われる（〔FASB1990〕82・83）。

1990年DMでは、こうした法的な考察を斟酌して、強制償還優先株式の発行による株式の償還義務の負債性と資本性については、強制償還優先株式の発行による株式の償還義務を資本とする説（以下、「資本説」という）と、強制償還優先株式の発行による株式の償還義務を負債とする説（以下、

「負債説」という)が取り上げられている。

(2) 資 本 説

この説は、強制償還優先株式の発行による株式を償還する義務を資本とする説であり、強制償還優先株式を資本性金融商品として取り扱うものである。

資本説では、法的事実を重視し、「金融商品のうち、法律上の目的にとって『株式』として取り扱われ、かくして契約上ではなく会社法において株主への分配規制の対象になるものはすべて、たとえ発行体がこの株式を償還する契約上の義務を負っているとしても、資本性金融商品である」([FASB1990] 84) と考えるのである。

資本説の論拠は、第1に、保有者が発行会社に対して契約上の株式の償還義務を履行するように要求できるか否かは、会社法の分配規制条項を満たすことに依存するので、強制償還優先株式は負債の第2の特徴を満たさないことである([FASB1990] 84)。SFAC6は「将来の義務を避ける自由裁量の余地をほとんど残さないか全く残さない」([FASB1985] 36) ことを負債の第2の特徴として取り上げている。強制償還優先株式については、企業が分配規制条項を満たせば、契約どおりに、配当を支払ったり株を償還するが、分配規制条項を満たすことができない場合には、配当の支払、株の償還に伴う株主に対する資産の譲渡は禁止される。このように、分配規制条項を満たさなければ契約上要求されている株式の償還に伴う資産の犠牲を禁じる会社法上の規定があるので、強制償還優先株式は負債の第2の特徴を満たさず、資本性金融商品である。

第2に、強制償還優先株式における償還条項は非償還優先株式の累積配当条項と類似しており、いずれの条項にも、この条項がなかったとしたら資本性金融商品であるものを、負債性金融商品へ転換する効力はないという([FASB1990] 85)。累積配当条項は累積配当に関して配当が宣言される

まで、他の株主への配当を支払う企業の能力を制限しているにすぎない。したがって、累積配当条項が付与されただけでは、累積配当は資本のままである。累積配当は、配当が宣言されてはじめて、宣言された金額だけ資本から負債になる。これと同じように、強制償還優先株式も償還条項の付与によって資本性金融商品から負債性金融商品に転換するのではなく、償還日にその返済が有効に宣言されてはじめて負債性金融商品となるのである。したがって、強制償還優先株式の発行に伴う株式を償還する義務は償還が有効なものと宣言されるまでは負債でなく資本である。

(3) 負債説

この説は、強制償還優先株式の発行による株式を償還する義務を負債とする説であり、強制償還優先株式を負債性金融商品として取り扱うものである。

この説は、資本説の論拠を批判する形で、展開されている。まずは、強制償還条項が資本であるものを負債に転換できないという論拠を批判する。

第1に、「いわゆる株式の発行に付された強制償還条項は、企業がほとんど回避する自由裁量を持たない、資産を犠牲にする義務や債務を強いることによって、その株式に負債の基本的特徴を付与するものである」([FASB1990] 86) という。例えば、19X0年1月2日に、8%の累積配当条項付強制償還優先株式100,000株を1株\$50で発行し、19X9年12月31日に、配当宣言にかかわらず、未払累積配当とともに、強制償還優先株式を1株\$50で償還する。これらの義務は年8%の利付債券\$5,000,000の義務と同じ経済的実質を持つ。双方とも、資金の使用のために毎年\$40,000を支払い、償還日に\$5,000,000を支払うことになる。この時、双方の債務の履行する企業の能力はその企業が履行のための十分な資産を持っているか否かに依存するが、十分な資産を持っていないことで、これらの義務が免除さ

れることにはならない ([FASB1990] 87)。このように、強制償還条項は、本来負債でないものを負債にする効力を有するので、強制償還優先株式は負債性金融商品である。

第2に、強制償還条項と累積配当条項は法的な地位が異なることである ([FASB1990] 89)。累積配当優先株式の保有者は、分配規制の条項を満たしたとしても、配当宣言が行われるまで、配当の支払を求めて訴訟を起こすことができない。これに対して強制償還優先株式の保有者は分配規制の条項を満たすことのみを条件として、満期になれば償還による現金を受け取る、法律上強制執行できる権利を持っている。したがって、累積配当条項と同じ効力を持つので、強制償還優先株式は資本性金融商品であるという主張は妥当ではない。

最後に、強制償還条項の付与は負債の第2の特徴を満たさないという論拠を批判する。「企業が所有者に資産を分配できない厳しい財政状態になりはじめて現金の支払を回避できるならば、その現金の支払義務は『容易に避けることができる』と考えることはできない」 ([FASB1990] 88)。なぜならば、厳しい財政状態なることは難しくないかもしれないが、企業が意図的にそのような状況になろうとすることはほとんどないからである。

2 株式を償還する経済的強制

株式を償還する経済的強制とは、株式の償還に関する契約条項はないが、企業が経済的理由によって株式の償還を事実上強制されることをいう ([FASB1990] 90)。株式を償還する経済的強制を伴う株式には、ダッチ・オークションに失敗した配当率入札方式優先株式 (auction-rate preferred stock)、配当率逡増優先株式 (increasing-rate preferred stock) などがある。株式を償還する経済的強制を伴う株式についても、その負債性と資本性を巡る見解の対立がある。

株式を償還する経済的強制を伴う株式を資本性金融商品として取り扱う説の論拠は、経済的に強制されている株式償還と契約上強制されている株式償還の同一性を強調するものである（[FASB1990] 93）。配当率逡増優先株式などの発行企業は、これらの株式を償還する強い経済的な誘因を持っている。これらの株式は、強制償還優先株式と実質的な差がほとんどなく、双方とも自社株式償還のために資産を犠牲にすることを実質的に強いられているので、負債性金融商品として取り扱うのである。

他方、株式を償還する経済的強制を伴う株式を資本性金融商品として取り扱う説の論拠は、第1に、「強く奨励されているが、契約条項で株式の償還を要求されていないこと」（[FASB1990] 94）である。株式を償還する経済的強制を伴う株式については、その条項に違反することなく、保有者に約定金額の回収を要求する権利を与えず、発行済株式のままにしておくことができる。第2に、「もっぱら発行体の裁量で、それが決めた期間において株式の償還に必要な将来のキャッシュ・アウトフローを回避することが可能であり、こうした状況は契約で強制的償還可能な株式とは異なる」（[FASB1990] 94）という。例えば、配当率逡増株式については、逡増している配当を支払うことによって、株式の償還に必要なキャッシュ・フローの流出を防ぐことができるのである。

3 自社株式の売建プット・オプション

自社株式のプット・オプションとは、プット・オプションの保有者は特定日に特定の価格で引受人が発行した株を引受人に売却する権利を有し、引受人は特定日に特定の価格で自社株式を購入する義務を有するものである。自社株式のプット・オプションを引き受けると、引受人は保有者の要求により、潜在的に不利な条件で、自社株式と交換に、現金を支払う義務を負うことになる。

(1) 自社株式の売建プット・オプションの特徴

自社株式の売建プット・オプションの負債性と資本性について論じる前に、1990年 DM は、自社株式の売建プット・オプションの特徴を明らかにしている。

まず、強制償還優先株式と比較しながら、自社株式の売建プット・オプションの特徴について、次の2点を挙げている ([FASB1990] 97)。第1に、強制償還優先株式は、将来の現金の支払が無条件であるのに対して、自社株式の売建プット・オプションは、将来の現金の支払が保有者の権利行使に条件付けられている。また、この保有者の権利行使は主として原資産の将来の市場価格に依存している。第2に、自社株式のプット・オプションとその基礎商品である自社株式は別のものであり、プット・オプションの性質自体が問題となることである。自社株式とは別のものであるので、自社株式のプット・オプション自体が市場で売買されることもある。

次に、法的な性質については、自社株式の売建プット・オプションによる自社株式の購入は強制償還優先株式と同じく、株主への資産の譲渡であるので、分配規制の対象になる ([FASB1990] 99)。また、権利行使前の自社株式の売建プット・オプションの購入についても、その取引が当時一般的でないがゆえに断言することはできないが、分配規制の対象となるように思えると述べている。

(2) 自社株式の売建プット・オプションの負債性と資本性

自社株式の売建プット・オプションについては、自社株式のプット・オプションの引受による現金の支払義務を資本とする説（以下、「資本説」という）と、自社株式のプット・オプションの引受による現金の支払義務を負債とする説（以下、「負債説」という）がある。1990年 DM は、これらの説の論拠は基本的には強制償還優先株式と同じものであると述べるに留め、それら以外の論拠について詳しく検討している。なお、それらの論拠

については、行使時の取引は株主への配分という性質を持つので（[FASB1990] 101・102）、自社株式のプット・オプションの発行時から権利行使時また権利行使期間の満了時の直前の期間に焦点を当てている。

(1) 資本説

この説は、自社株式のプット・オプションの引受による現金の支払義務を資本とする説であり、自社株式の売建プット・オプションを資本性金融商品として取り扱うものである。

資本説の論拠は、強制償還優先株式の資本説で明らかにした論拠に加えて、企業はオプション料に含まれる時間的価値を返済する義務がないことである（[FASB1990] 101）。自社株式のプット・オプションの権利が行使された時には、この取引は所有者への分配であり、時間的価値は返済されない。また、企業が、権利行使前または権利行使期間の満了前に自社株式の売建プット・オプションに伴う現金の支払義務を履行するためには、このプット・オプションを市場において購入しなければならない。しかしながら、企業は、市場での購入を強制されていない。企業がこのプット・オプションを市場で購入しなくてもよいということは、市場価格に含まれる時間的価値を返済しなくてもよいことを意味する。

したがって、時間的価値を返済しなくてもよいので、自社株式の売建プット・オプションは少なくとも権利行使の通知があり、かつその購入が法的に有効であると企業が判断するまでは、資本性金融商品である。

(2) 負債説

この説は、自社株式のプット・オプションの引受による現金の支払義務を負債とする説であり、自社株式の売建プット・オプションを負債性金融商品として取り扱うものである。

負債説の論拠は強制償還優先株式と同様に、第1に、このプット・オプションの引受は、自社株式を購入する義務のない企業に「他の取引当事者

が要求するならば、法的に強制執行できる、現金を支払う契約上の義務」([FASB1990] 102)を強いることである。自社株式の売建プット・オプション取引は所有者への分配という性質を持つので、プット・オプションの引受の効力は配当の宣言と同じであるとみなす。企業は通常配当を支払う義務を負わないが、配当宣言によっては配当の支払義務を負う。この配当の支払義務はたとえ分配規制条項を満たさず、配当の支払が禁じられたとしても、改訂規範事業会社法では法的に強制力のある債務である。自社株式の売建プット・オプションの引受は、このような配当宣言と同じ効力を持つので、自社株式の売建プット・オプションは負債性金融商品である。

第2に、自社株式の売建プット・オプションが負債性金融商品であることは、その測定方法からも明らかである。金融商品プロジェクトの認識と測定部門では、自社株式以外のプット・オプションの測定について暫定的な結論を下した。この暫定的な結論を自社株式の売建プット・オプションに当てはめてみると、当初の測定はプレミアム料で、それ以後は自社株式の売建プット・オプションの市場価値で測定する。売建プット・オプションを市場価格で測定するのは、企業がこのオプションの義務を履行するために、市場においてオプションを購入するからである。このような時価による測定は資本でなく負債に適用されるので、自社株式の売建プット・オプションは負債性金融商品である ([FASB1990] 103)。

第3に、資本説の論拠に対して、自社株式以外の金融商品を原資産とする売建プット・オプションにも時間的価値を返済する義務がないので、すべての売建プット・オプションが資本性金融商品となってしまう、説得力に欠けると批判する ([FASB1990] 104)。

4 償還日の公正価値で償還する株式

償還日の公正価値で償還可能な株式には、閉鎖所有企業 (closely held

enterprise) が従業員の退職時に、その裁量であるいは従業員の裁量で、自社株式を償還する条項が付与された株式がある ([FASB1990] 107)。1990年 DM は、償還日の公正価値で償還する義務については、償還価格が償還日の公正価値である点を除き、特定の価格で償還しなければならない株式の発行から生じる義務と同じ論拠で資本性または負債性を主張している ([FASB1990] 108) という。ただし、この償還価格の差は重要なので、他の取扱いを定めるべきであるという意見、さらには、償還日に公正価値で償還できる株式を、資本性金融商品と約定価格が公正価値である先物取引という2つの金融商品からなる複合金融商品として処理する方法も紹介している ([FASB1990] 110)。

Ⅲ 株式を発行する義務

1990年 DM は、株式を発行する義務として、自社株式の売建コール・オプション (call option written on an enterprise's own stock)、固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する義務 (obligation to issue a variable number of shares of an enterprise's own stock) の2つを取り上げている。以下、この2つの義務の負債性と資本性の論拠について検討していく。

1 自社株式の売建コール・オプション

自社株式のコール・オプションは、自社株式を特定日あるいは特定期間に他の企業の裁量で固定額または決定可能な金額で発行する義務を企業に負わせる金融商品である ([FASB1990] 113)。

自社株式のコール・オプションを引き受けた時に生じる自社株式を発行する義務が、負債と資本のいずれであるのかということが問題となる ([FASB1990] 126)。自社株式の売建コール・オプションは1990年 DM の公

表当時の会計実務では資本性金融商品として取り扱われていた。なお、コール・オプションの権利行使時には、自社株式を発行することになるが、この取引自体は非交換取引という性質を持つ所有者による投資である ([FASB1990] 116・118)。

1990年 DM は、自社株式の売建コール・オプションによる自社株式を発行する義務が負債と資本のいずれであるかを判断する規準として、自社株式を発行する義務の性質、自社株式を発行する義務と交換に受領した対価の性質、およびディープ・インザマネーの状態を取り上げている ([FASB1990] 115)。以下では、自社株式を発行する義務の性質と自社株式を発行する義務と交換に受領した対価の性質という2つの規準を取り上げ、1990年 DM を参照しながら、自社株式の売建コール・オプションによる自社株式を発行する義務の負債性と資本性の問題を検討していく。

(1) 自社株式を発行する義務に焦点を当てる説

自社株式を発行する義務の性質によって、自社株式の売建コール・オプションの負債性と資本性に関して主張する説には次の2つがある。1つ目は、SFAC6の負債と資本の定義を適用し、これらの義務を資本とする説(以下、「資本説」という)であり、2つ目は現行の定義を改定し、この定義を適用し、これらの義務を負債とする説(以下、「負債説」という)である。

(1) 資 本 説

これは、自社株式のコール・オプションの引受時に生じる自社株式を発行する義務を資本とする説であり、自社株式の売建コール・オプションを資本性金融商品として取り扱うものである。

資本説の論拠は、第1に、自社株式の売建コール・オプションが企業の自社株式を発行する義務であることである ([FASB1990] 119)。SFAC6は、負債の第1の特徴として「将来、資産を譲渡し、または使用による弁済を伴う……義務または責任」であると述べている。このコール・オプション

は、自社株式を発行する義務であり、「将来、他の企業に資産を譲渡したりまたは用役を提供したりする義務ではない」〔FASB1990〕119)。したがって、自社株式の売建コール・オプションは、SFAC6の第1の特徴を満たさないので、負債性金融商品でなく、資本性金融商品である。

第2に、自社株式の売建コール・オプションは、企業に資産の犠牲を避ける自由裁量があることである〔FASB1990〕127)。企業がその裁量で、権利行使前または権利行使期間満了前にこのオプションの義務を履行する唯一の手段は、このオプションを市場において現金で購入することである。この購入には現金の譲渡を伴うことから、この売建コール・オプションは負債性金融商品であると考えられるかもしれない。しかしながら、「企業は、権利行使期間の満了を待ったり、原資産である自社株式を発行するだけで、……資産を犠牲にすることを回避できるのである」〔FASB1990〕127)。したがって、自社株式の売建コール・オプションは、企業に資産の犠牲を避ける自由裁量があるので、負債性金融商品ではなく、資本性金融商品である。

(2) 負債説

これは、自社株式のコール・オプションの引受時に生じる自社株式を発行する義務を負債とする説であり、自社株式の売建コール・オプションを負債性金融商品として取り扱うものである。

負債説の論拠は、自社株式のコール・オプション取引が非交換取引ではなく、交換取引であるということである。ここにいう交換取引とは、取引当事者が双方にとって価値あるものを受け取りかつ犠牲にする取引であり、所有者との取引がこれに該当する。他方、非交換取引とは、一方の取引当事者が自分にとって価値あるいかなるものも直接に与えず（受け取らず）、価値あるものを受け取る（犠牲にする）取引である〔FASB1990〕129)。自社株式のコール・オプション取引が非交換取引ではないことを次の2つ

の点から導き出し、このコール・オプションの引受時に生じる自社株式を発行する義務の負債性が主張されている。

第1に、負債の概念を拡張して、自社株式のコール・オプション取引が非交換取引でないことを主張し、自社株式の売建コール・オプションに伴う義務を負債とみなすのである（[FASB1990] 129）。企業の純資産に対する持分はその企業にとって資産ではないとみなすのが、SFACをはじめとする一般的な考え方である。ところが、この説では、「企業は現金その他の資産の代わりに、それ自体の資本性金融商品を使うこともあるので、株式を発行する義務には本質的に資産を譲渡する義務と同じものもあると考える」（[FASB1990] 129）、「企業の株式は所有権の取引の手段であり、その保有者だけでなく企業自体にとっても価値あるもの」（[FASB1990] 129）とみなす。このように自社株式を企業自体にとっても価値あるものとする、自社株式を発行し現金を受け取る取引は交換取引となる。したがって、この取引は所有者との取引ではなく、自社株式の売建コール・オプションは負債性金融商品となるのである。この考え方には、負債の概念を資産の譲渡または用役の提供だけに限定せず、ある種の自社株式の譲渡も含むように拡張している。

第2には、自社株式の取引のうち、市場価格以外の価格で行われるものは所有者との取引ではないので、市場価格よりも低い価格で予定されている自社株式の発行義務は負債であるとする（[FASB1990] 128・130）。「所有者による投資または所有者への分配が、発行または再購入される資本性金融商品の市場価格以外の価格で行われるならば、かかる投資または分配は所有者として機能する所有者との取引、すなわち非交換取引であるわけではない」（[FASB1990] 130）と考える。この考え方に基づき、自社株式のコール・オプション取引についても、市場価格より低い価格で行われるならば、その取引は所有者との取引ではないので、自社株式の売建プット・オ

プシオンは負債性金融商品となる。

(3) 資本説と負債説の比較

1990年 DM は、例示を用い（[FASB1990] 118・120・121）、資本説と負債説による貸借対照表を作成し、それらの説の財務諸表における影響の相違を明らかにしている。

a) 例示

企業はクローズドエンド型投資信託会社（closed-end mutual fund）であり、すべて資産と負債が日々時価で評価され、1株当たりの純資産で取引が行われる。このため、この株式の市場価格は1株当たりの純資産価値と等しい。なお、例示の日付については一部変更している。

19X0年12月30日に現金 \$100,000、有価証券 \$900,000、買掛債務 \$100,000がある。19X0年12月31日、19X1年12月30日、12月31日の取引は次の通りである。

① 19X0年12月31日

企業は10個の自社株式のコール・オプションを引き受け、1個当たり \$1,000を現金で受け取った。このコール・オプションの1個は、引受後19X1年12月31日までの12ヶ月間に普通株100株を1株当たり \$100で購入する権利を、保有者に与える。

② 19X1年12月30日

有価証券の時価は権利行使直前に \$1,400,000である。この有価証券を時価で評価すると、純資産額（コール・オプションも含む）は \$1,410,000 [= (現金 \$110,000 + 有価証券 \$1,400,000) - 買掛債務 \$100,000] となる。

この時に株価は \$151、コール・オプションの価格は \$51である。これらの価格は次のように計算する。まず、次の式で1株当たりの株価 X を計算する。

発行済株式数9,000株 × 1株当たりの株価 X + 1,000個(1株当たりの株価 X - オプションの行使価額 \$100) = 純資産額 \$1,410,000

1株当たりの株価 X は \$151 となり、コール・オプション 1 個当たりの市場価格は \$51 [= 1株当たりの株価 \$151 - 権利行使価額 \$100] となる。なお、権利行使期間満了日の前日であるので時間的価値がないと仮定して、オプションの市場価格を計算している。

③ 19X1年12月31日

コール・オプションはすべて権利行使され、権利行使価額に相当する金額100,000が振り込まれた。

資本説と負債説にしたがい、取引日の仕訳、19X0年12月30日、取引日および期末の貸借対照表(単位:ドル)、発行済株式数、1株当たりの株価(単位:ドル)、発行済コール・オプション数、ならびにコール・オプションの市場価格(単位:ドル)を示すと、図表1の通りである。なお、期末の貸借対照表は、取引①~③に基づく貸借対照表[図表1のB/S④]、コール・オプションの取引①と③がないと仮定した貸借対照表[図表1のB/S⑤]が示されている。

資本説と負債説にしたがい、仕訳を示すと次の通りである(単位:ドル)。

〈資本説〉

19X0年12月31日

(借) 現金	10,000	(貸) コール・オプション(資本)	10,000
--------	--------	-------------------	--------

19X1年12月30日

(借) 有価証券	500,000	(貸) 有価証券評価益	500,000
----------	---------	-------------	---------

19X1年12月31日

(借) コール・オプション(資本)	10,000	(貸) 資本金	110,000
-------------------	--------	---------	---------

現金	100,000		
----	---------	--	--

図表1 貸借対照表

項目	日付(事象)	20X0年12月31日 (コール・オブションの引受前) [B/S①]		20X0年12月31日 (コール・オブションの引受日) [B/S②]		20X1年12月30日 (有価証券の市場価格の上昇日) [B/S③]		20X1年12月31日 (コール・オブション権利行使日) [B/S④]		20X1年12月31日 (コール・オブションが発行されなかった場合) [B/S⑤]
		資本説	負債説	資本説	負債説	資本説	負債説	資本説	負債説	
貸借対照表										
現金		100,000		110,000		110,000		110,000	210,000	100,000
有価証券		900,000		900,000		1,400,000		1,400,000	1,400,000	1,400,000
資産合計		1,000,000		1,010,000		1,510,000		1,510,000	1,610,000	1,500,000
買掛債務		100,000		100,000		100,000		100,000	100,000	100,000
コール・オブション				10,000			51,000			
負債合計		100,000		110,000		100,000		151,000	100,000	100,000
資本		900,000		900,000		900,000		900,000	1,010,000	900,000
コール・オブション		10,000				10,000				
留保利益						500,000		459,000	500,000	500,000
資本合計		900,000		900,000		1,410,000		1,359,000	1,510,000	1,400,000
負債・資本合計		1,010,000		1,010,000		1,510,000		1,510,000	1,610,000	1,500,000
発行済株式数		9,000		9,000		9,000		9,000	10,000	10,000
一株当たり株価		100,000		100,000		151,000		151,000	151,000	155.5556
発行済コール・オブション数				1,000		1,000				
コール・オブションの市場価格				10.00		51.00				

〈負債説〉

19X0年12月31日

(借) 現金	10,000	(貸) コール・オプション(負債)	10,000
--------	--------	-------------------	--------

19X1年12月30日

(借) 有価証券	500,000	(貸) 有価証券評価益	500,000
----------	---------	-------------	---------

(借) 負債評価損	41,000	(貸) コール・オプション(負債)	41,000
-----------	--------	-------------------	--------

19X1年12月31日

(借) コール・オプション(負債)	41,000	(貸) 資本金	141,000
-------------------	--------	---------	---------

現金	100,000		
----	---------	--	--

b) 資本説と負債説による財務諸表の比較

資本説と負債説の期末貸借対照表〔図表1のB/S④〕は双方とも、資産合計\$1,610,000、負債合計\$100,000、資本合計\$1,510,000と同じ金額である。それらの相違は、負債説に負債の評価損\$41,000が計上されていることであり、当期利益は資本説が負債説より\$41,000だけ少なく、留保利益は資本説では\$500,000であり、負債説では\$459,000である。この金額\$41,000は一連の自社株式のコール・オプションの取引において企業が受け取った総収入\$110,000〔=\$10,000+\$100,000〕と権利行使日の市場価額\$151,000〔=1,000株×\$151〕の差である。この金額は、企業がこのコール・オプションを引き受ける以前からの所有者（以下、「既存所有者」という）から権利行使により所有者になったもの（以下、「新所有者」という）への富の移転を表している。

既存所有者から新所有者への富の移転額\$41,000は、既存所有者の株式が希薄化した金額でもある。株価から希薄化した金額を計算すると次のように計算される。20X1年12月31日の既存所有者の1株当たりの株価は、企業が自社株式のコール・オプションを引き受け、権利行使によって株式

を発行した場合には、\$151である。他方、このオプションの引受とその権利行使による株式発行がない場合には\$155.5555……〔 $=\$1,400,000 \div 9,000$ 株〕である。この差額\$4.5555……は一連のコール・オプション取引により既存所有者の株式が希薄化した1株当たりの金額である。既存所有者の9,000株が希薄化した金額は\$41,000〔 $\div 9,000$ 株 $\times \$4.5556$ 〕である。

この既存所有者の株式が希薄化した金額を財務諸表上にどのように反映するかについては資本説と負債説では相違があり、会計主体論と結びつけて論じられている。

資本説は、自社株式の売建コール・オプションを資本性金融商品とみなすので、自社株式のコール・オプションを引き受けた時点で、既存所有者と同様に自社株式のコール・オプションの保有者も企業の所有者となる。1990年DMは、このように2つのグループを所有者とみなすと、「企業の財務報告の報告主体は、所有者とは別個の経済的単位として存在し営業する企業である」〔FASB1990〕125〕という。この立場に立つと、主たる関心事は企業の資産と負債であり〔FASB1990〕126〕、全体としての所有者グループの観点から企業の業績を測定することになる〔FASB1990〕137〕。

このような会計主体論と結びつく資本説では、この希薄化の金額\$41,000は所有者間の富の移転であり、財務諸表に反映するべきではないと考える。自社株式のコールオプションに係る一連の取引により、既存所有者は\$41,000の機会損失を被り、新所有者は\$41,000の機会利得を得るので、所有者全体としては損益は\$0となる。つまり、「一方の所有者のグループを犠牲に、他方の所有者のグループに便益を与える所有者による投資または所有者への配分は、企業自体には利益または損失を生まないことになる」〔FASB1990〕125〕。

他方、負債説では、自社株式の売建コール・オプションを負債性金融商品とみなすので、自社株式のコール・オプションを引き受けた時点では、

このコール・オプションの保有者は所有者でなく債権者であり、所有者は既存所有者だけである ([FASB1990] 131・138)。報告主体は所有者とは別個の経済的単位として存在し営業する企業でなく、既存所有者である。この立場に立つと、主たる関心事は既存所有者の持分であり ([FASB1990] 138)、既存所有者の観点から企業の業績を測定する ([FASB1990] 131)。

負債説では、「同じクラスの資本性金融商品のグループを不均衡に取り扱った結果として生じる、グループ間の価値の移転から生じる利得と損失は、企業の報告利益に含めることになる」 ([FASB1990] 131) と考える。希薄化の金額 \$41,000は、権利行使時に市場価値が \$151である時に、それより低い価格 \$110で新所有者へ株式を引き渡しているという不均衡な取扱いの結果であり、既存所有者の損失である。報告主体が既存所有者であるので、希薄化の金額 \$41,000は財務諸表上でも損失として報告することになる。

ところで、コール・オプションの定義について留意しなければならないことがある。資本説では、自社株式のコール・オプションの引受人と保有者がともに報告主体を構成することになるので、自社株式のコール・オプションは、企業にとっては、「潜在的に不利な条件」または「潜在的に有利な条件」で取引が行われることはなく、オプションの定義を満たさなくなる ([FASB1990] 119)。他方、負債説では、自社株式のコール・オプションの引受人だけが報告主体を構成することになり、自社株式のコール・オプションは、企業にとっては、「潜在的に不利な条件」で取引が行われるので、オプションの定義は依然として満たされている。

さて、1990年 DM では、これらの会計主体論と結びついた2つの説の論拠について、次のように述べている。

資本説では、この設例のようにいくつかの所有者グループがあり、いずれかのグループを報告主体として選択し、そのグループの観点から企業業

績が測定されるような場合、一般目的の外部財務報告書では、主たる単一の利用者グループを報告主体とするべきではないと考えている（〔FASB1990〕140）。資本説では、当期純利益 \$500,000 は、株価総額とオプションの市場価格の総額との合計の純増 \$500,000 $[= (\$151 - \$100) \times 9,000 \text{株} + (\$51 - \$10) \times 1,000 \text{株}]$ となる。このことは、「企業の財務諸表では純資産の増加額を株とオプションに分割でき、市場では、企業の純資産の総額が変動している時にこの分割が毎日行われる」（〔FASB1990〕140）という。この分割の関係が財務諸表を有用なものとすると考えているように思われる。

他方、負債説では、貸借対照表の純資産は普通株に帰属するものになり、当期純利益 \$459,000 は株価総額の増加 \$459,000 $[\div (9,000 + 1,000 \div 1/365) \text{株} \times (\$151 - \$100)]$ に等しくなる。それゆえに、負債説においては、「1株当たりの純利益と当期の普通株の価格変動には相関関係が成立し、企業から既存所有者への将来キャッシュ・フローの金額、タイミング、および不確実性を評価するさいに、この相関関係によって、財務諸表が既存所有者にとって有用なものとなる」（〔FASB1990〕138）と主張している。

(4) 対価の性質に焦点を当てる説

この説は、自社株式のコール・オプションの引受による株式を発行する義務の負債性と資本性を、自社株式と交換に受け取った対価の性格によって、決定するものである（〔FASB1990〕142）。対価の性格を決定するには、取引の性質が決め手になるので、「取引ベースアプローチ（transaction-based approach）」とも呼ばれる（〔FASB1990〕146）。

対価の性質に焦点を当てる説によれば、自社株式のコール・オプションの引受による自社株式を発行する義務は、企業が対価として現金を受け取る場合には資本となり、対価として現金以外の資産を受け取る場合には負債となる（〔FASB1990〕143）。つまり、自社株式の売建コール・オプションは、対価として現金を受け取ると資本性金融商品であり、対価として現金

以外の資産を受け取ると負債性金融商品である。

この説は、資本は、企業と所有者として機能する所有者との関係を伴うという基本的な考え方に基づいている [FASB1990] 144)。このため、棚卸資産、従業員によるサービス、長期所有資産を受け取る取引は本来、仕入先、従業員、借入先との取引であり、所有者として機能する所有者との取引ではないと考えるのである。1990年 DM によると、この説は、所有者が所有者として行う取引を、現金という形態で資金を調達する取引に限定している ([FASB1990] 144)。

この説については、次のような批判がある。第1に、対価の性質に焦点を当てる説は、現行の資本の定義と一致しないことである ([FASB1990] 145)。現行の資本の定義は取引の性質でなく、当事者の関係の性質に焦点を当てている。これに対して、この説は取引ベースアプローチという言葉で明らかなように、取引の性質に焦点を当てる。この点については、1990年 DM は、「過去においては仕入先または従業員と取引をしたが、オプションにおける現在の関係は資本性金融商品の保有者との関係である」 ([FASB1990] 145) という端的な批判を取り上げている。第2に、現行の負債の定義と一致していないことである。対価として受け取った資産の種類によって負債と資本のどちらであるかを定めることは、負債は他の資産を移転する義務であるという現行の負債の定義と矛盾している ([FASB1990] 145)。第3に、対価の性質に焦点を当てる説に対して、包括アプローチとも一貫していないという。なぜならば、基本金融商品アプローチは契約条項によって金融商品を分類し、対価として受け取った資産の種類に関わりなく金融商品の会計処理を定めているからである ([FASB1990] 145)。第4は、この説による会計処理は、財務諸表に混乱を招き、比較可能性を損なうという批判である ([FASB1990] 146)。この批判の背景には、会計は一般に、資産、負債、収益、費用など財務諸表の諸要素を変動させる取引でな

く、財務諸表の諸要素自体に焦点を当ててきたという事実認識がある。そして、取引の性質に焦点を当てると、同じ性質を持つ財務諸表の諸要素であっても異なる会計処理を行うことになり、さらには自社株式を発行する義務が長期に亘る場合には、その取引自体の記録を長期に保存する必要があると批判する。

2 固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する義務

1990年DMは、固定額または決定可能な額になるように変動数の自社株式を発行する義務についての負債性と資本金性を、条件付きと無条件の義務に分けて検討している。固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する条件付き義務についても、資本説と負債説がある。

1990年DMは、次のような例を設けている（〔FASB1990〕150）。企業は当初、償還可能な普通株を\$10で発行する。この株は、5年後に発行株1株当たり\$20になるように、追加的な株を発行させる分離可能な権利が付与されている。5年後に1株当たりの株価が\$16であるならば、その償還可能な普通株100株の保有者は、25株〔 $=100株 \times (\$20 - \$16)$ 〕を取得することになる。

資本説では、固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する条件付義務は、将来に資産を引き渡す義務ではなく、自社株式を引き渡す義務であるので、負債ではなく、資本であるという（〔FASB1990〕152）。

他方、負債説では、報告主体は既存所有者であるという立場から、この義務は既存所有者にとって不利な条件で株の発行を要求される可能性があるので、負債であるという（〔FASB1990〕153）。追加的な対価のない株の発行は、既存所有者の株の希薄化を生じ、既存所有者が機会損失を被る可能

性があり、このことは企業自体にとっても損失が生じることを意味するので、この義務は負債である。

次に、固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する無条件の義務についても、資本説と負債説がある。1990年 DM は、企業が機械 \$100,000 を掛けで購入し、90日後に決済するが、現金 \$100,000 で支払うか、または \$100,000 に等しい自社株式を発行するかは企業が決定できる、という例を設けている ([FASB1990] 154)。

資本説では、企業がその裁量で、自社株式を発行することによって、資産の引渡しを回避できるので、この義務は資本である ([FASB1990] 156)。ただし、決済方法の選択が他の取引当事者の裁量によるのであれば、企業はその取引当事者が現金の受け取りを要求するならば、現金を支払わなければならない、資産の引渡しを回避できないので、この義務は負債である。

負債説では、この自社株式または現金を受け取る権利の保有者は、既存所有者と同じ所有権のリスクと報酬に晒されていないので、この義務は負債である ([FASB1990] 159)。この例の保有者は、発行日に固定金額になる株式を受け取ることができるので、現金その他の資産の代わりに企業の資本性金融商品を用いたことになり、所有者としての報酬を得ることなくリスクにも晒されないのである ([FASB1990] 160)。

IV 結びに代えて

以下では、これまでの1990年 DM についての考察から、金融商品の負債性と資本性の問題を展望する上で必要な基本的事柄を、株式を再購入または償還する義務と株式を発行する義務に分けて検討していく。

1 負債性と資本性の論拠

まずは、株式を再購入または償還する義務と株式を発行する義務について

図表2 資本説と負債説の論拠

義務（金融商品）		資本説	負債説	その他
株式を再購入または償還する義務		契約における強制償還条項の付与、プット・オプションの引受よりも会社法上の分配規制条項を重視する（負債の第2の特徴を満たさない）。	会社法上の分配規制条項よりも契約上の強制償還条項の付与、プット・オプションの引受を重視する（負債の第2の特徴を満たす）。	経済的強制を強いられている株式について、経済的実質と法形式のいずれを重視するかによって、資本説と負債説がある。
自社株式を引き渡す義務	自社株式の売建コール・オプション	・株式の発行は資産の引渡しに該当しない（負債の第1の特徴を満たさない）。 ・市場での売却が強制されていない（負債の第2の特徴を満たさない）	自社株式の売建コール・オプションの決済取引は非交換取引である。	自社株式と交換を受け取った対価による負債と資本を区分する説がある。
	固定額または決定可能な額になるように可変数の自己株を発行する義務	条件付義務 無条件義務	株式の発行は資産の引渡しに該当しない（負債の第1の特徴を満たさない）	既存所有者にとって不利な条件で自己株を引き渡す可能性があること 所有者と同じ立場にない。

て、双方の義務を資本とする説と負債にする説の論拠を再検討する。なお、資本説と負債説の論拠は図表2のようになる。

(1) 株式を再購入または償還する義務の負債性と資本性の論拠

1990年DMは、株式を再購入または償還する義務として、強制償還優先株式、株式を償還する経済的強制、自社株式の売建プット・オプション

ン、償還日の公正価値で償還する株式を取り上げている。これらの義務の決済取引ではすべて、株式と引き替えに現金を支払っている。

第1に、株式を再購入または償還する義務については、この義務に係る決済取引が会社法上の分配規制の対象となる状況で、強制償還条項の付与または自社株式のプット・オプションの引受によって、SFAC 6の負債の第2の特徴を満たすか否かが問題となる。

資本説では、契約上の償還条項やプット・オプションの引受よりも会社法の分配規制条項を重視する。つまり、株式を再購入または償還する義務については、会社法上の分配規制条項を満たしてはじめて、資産の犠牲を避ける自由裁量の余地をほとんど残さない状況か全く残さない状況になるので、強制償還条項を付与したり、プット・オプションを引き受けるだけでは、資産の譲渡または用役の提供を回避できる自由裁量が依然として残ってしまうと考える。

負債説では、会社法の分配規制条項より契約上の償還条項やプット・オプションの引受を重視する。株式を再購入または償還する義務について、会社法上の分配規制条項を満たさないとしても、この義務が免除されることにはならないので、強制償還条項の付与またはオプションの引受によって、資産の譲渡または用役の提供を回避できる自由裁量の余地をほとんど残さない状況か、全く残さない状況になる。

第2に、株式を再購入または償還する義務のうち、株式については、経済的強制を強いられた時に資本性金融商品から負債性金融商品に変えるべきであるか否かが問題となる。負債説では、経済的事実を重視し、経済的強制を強いられた株式と強制償還優先株式との間に実質的な差異はほとんど認められないと考え、負債性金融商品に分類する。他方、資本説では法形式を重視し、株式の償還はあくまでも企業の裁量によるので、負債の第2の特徴を満たさず、資本性金融商品に分類すべきであると主張する。

(2) 株式を発行する義務の負債性と資本性の論拠

株式を発行する義務には、自社株式の売建コール・オプションと、固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する義務がある。

第1に、資本説では、株式を発行する義務はSFAC 6の負債の第1と第2の特徴を満たさないことを論拠とする。自社株式の売建コール・オプションと固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する義務の双方とも、資産を引き渡す義務でなく、株式を引き渡す義務であるので、SFAC 6の負債の第1の特徴を満たさない。自社株式の売建コール・オプションについてはさらに、発行体は、市場において、自社株式のコール・オプションを現金によって購入することを強制されないので、負債の第2の特徴を満たさないことになる。

第2に、負債説では、非交換取引でないこと、既存所有者にとって不利な条件で交換が行なわれること、および既存所有者と同じ立場にないことが論拠となっている。

自社株式の売建コール・オプションについては、自社株式が支払手段として用いられていること、および自社株式が市場価格より低い価格で取引されていることによって、自社株式のコール・オプションの決済取引が非交換取引でないと主張する。

固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する義務のうち、条件付義務の負債性の論拠は、既存所有者にとって不利な条件で自社株式を発行する可能性がある点である。また、無条件の義務の負債性については、金融商品の保有者は自社株式を受け取る権利を持つものの、既存所有者と等しく、所有権の報酬を得て、リスクに晒されていないことを論拠としている。

第3に、自社株式と交換に受け取った対価がどのような性質であるか、

および決済方法の選択の裁量が発行体にあるのか保有者にあるのかによって、株式を発行する義務が負債と資本のいずれに該当するかを決定する説がある。

株式を発行する義務の資本と負債の区分を対価の性質によって決める説は、自社株式の売建コール・オプションについて、売建コール・オプションの引受時に、自社株式と交換する対価が現金であるならば、資本性金融商品に分類し、それ以外の資産であるならば、負債性金融商品に分類する。

株式を発行する義務の負債性と資本性を、決済方法の選択に係る裁量の帰属によって決定する説は、固定額または決定可能な額となるように可変数の自社株式を発行する無条件の義務については、決済方法の選択の裁量が発行体にある場合には、資産を犠牲にする義務を回避できるので、資本に分類し、決済方法の選択の裁量が保有者にある場合には、資産または用役を犠牲にする義務を回避できないので、負債に分類する。

2 資本確定アプローチと会計主体論

最後に、1990年 DM 以降の金融商品の負債と資本の区分に重要な影響を与える考え方について1990年 DM がどのように捉えているかについて触れておく。このことは、資本と負債の区分の米国における歴史の変遷を辿るには必要不可欠なことである。

第1に、1990年 DM が資本確定アプローチをどのように捉えているかをここで再検討しておく。

1990年 DM は、当時の資本と負債の定義を変更する方法として、「資本と負債の境界線をできる限り動かす」方法と「負債と資本を区分する現行アプローチに、より基本的な変更を加える可能性を生じさせる」方法を取り上げている ([FASB1990] 182)。

資本と負債の境界線をできる限り動かす方法は、支払手段としての自社

株式を資産と認めることで負債概念を拡張していくものである。支払手段としての自社株式はより正確に言えば、「所有権を取引する手段」([FASB1990] 129)と定義される。これは現行のアプローチである負債確定アプローチを前提にして、負債概念を拡張する試みである。この試みは、自社株式の売建コール・オプションの負債説と、固定額または決定可能な額になるように可変数の自社株式を発行する無条件の義務の負債説の論拠として取り上げられている。

他方、負債と資本を区分する現行アプローチに、より基本的な変更を加える可能性を生じさせる方法は、現行アプローチに対する代替案として位置づけられる。この代替案には、「資本をより独立的に定義し、ある状況では少なくとも負債は残余とする試み」と「他の要素を加えること、または現行の負債と資本の区分を排除することによって、構成要素間の基本的な構造を変更する試み」がある([FASB1990] 182)。前者が資本確定アプローチである。DMは資本確定アプローチはまだ精緻化されていないと述べながら、資本を「絶対的残余」または「所有者のリスクと権利」によって定義する方法に言及している([FASB1990] 187-196)。

第2に、誰を報告主体とするかという会計主体論は、特定の金融商品の負債性と資本性の決定に重要な役割を果たすのである。

金融商品のなかには、取引当事者の双方が報告主体となる可能性のある商品がある。それは株式を発行する義務を生じさせる金融商品である。この商品の保有者は、義務を決済する時に所有者になるので、潜在的所有者といえる。こうした株式を発行する義務においては、発行体が不利な条件で取引の決済を行う可能性があり、金融商品の保有者が有利な条件の決済を行う可能性があるため、かかる義務の負債性と資本性は、誰を報告主体とするかを決定する会計主体論に依存する。

報告主体を既存所有者に限定する場合には、既存所有者は不利な条件で

決済を行う可能性があるので、株式を発行する義務は負債になる。他方、報告主体を既存所有者だけでなく潜在的所有者までに拡張する場合には、既存所有者は不利な条件で、潜在的所有者は有利な条件で決済を行う可能性があり、報告主体全体としてはその決済は有利な条件でも不利な条件でも行われる訳ではないので、負債とはならず、資本である。より簡潔に言えば、自社株式の取引は、報告主体を既存所有者だけに限定するならば、損益取引となり、報告主体を潜在的所有者までに拡張するならば、資本取引となるのである。

このように、取引当事者の双方が報告主体となる可能性があり、商品の発行体が不利な条件で決済を行う可能性がある金融商品の負債性と資本性を考察するさいには、利益計算の構造を規定する報告主体をあらかじめ決めておく必要がある。

参考文献

- Financial Accounting Standards Board [1985], *Statements of Financial Accounting Concepts No. 6, Elements of Financial Statements* (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』(2002) 中央経済社).
- Financial Accounting Standards Board [1990], Discussion Memorandum, *Distinguishing between liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*.
- Financial Accounting Standards Board [2000], Exposure Draft, *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of liabilities, Equity, or Both*.
- Financial Accounting Standards Board [2003], Statement of Financial Accounting Standards No. 150, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both liabilities and Equity*.
- Financial Accounting Standards Board [2005], Milestone Drafts, *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments*.
- Financial Accounting Standards Board [2007], *Preliminary Views, Financial Instruments with Characteristics of Equity*.

